



指定統計
第10号

平成2年工業統計調査
工業調査票甲 4
(従業者30人以上の事業所用)

業種	業種番号	業種分類

2

★この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき、統計調査で製造業に属するすべての事業所に申告の義務があります。
★この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき、統計調査で製造業に属するすべての事業所に申告の義務があります。
★この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき、統計調査で製造業に属するすべての事業所に申告の義務があります。

市区町村番号	基本調査区番号	工業調査事業所番号

1 事業所の名称及び所在地 電話 () 局 番
2 本社又は本店の名称及び所在地 電話 () 局 番
3 他事業所の有無
4 経営組織
5 資本金額又は出資金額 (会社に限る)
6 従業者数 (年末現在)
7 常用労働者毎月末現在数の合計
8 現金給与総額 (年間)
9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費 (年間)
17 工業用地及び工業用水

10 有形固定資産
11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
12 製造品の出荷額、在庫額等
13 12のア、ウ、エの合計金額
14 国内消費税額 (年間)
15 主要原材料名
16 作業工程

2

★この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
★この調査票は、調査員の一部提出してください。調査票は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。

通商産業省